

意見書案第 3 号

令和 3 年 3 月 9 日提出

市民福祉委員会

委員長 太 田 幸 伸

令和 3 年 3 月 19 日 原案可決

地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書について  
地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書を次のとおり  
提出する。

#### 記

地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては年間 1 兆円規模の貴重な財源として、長年にわたり多大な貢献を果たしている。本市において、地方たばこ税収入は、年間約 3 2 億円に上り、貴重な一般財源として大きく貢献しているところである。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、複数年にわたるたばこ税の増税や、昨年 4 月の改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策の強化など、喫煙規制強化の動きの拡大やたばこ消費量の減少により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店は、経営に大きな影響を受けている。

また、飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗改装等の負担が生じている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であることから、分煙環境を整備し、分煙を推進することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、さらには、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれるものである。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙施設の整備や、飲食店、宿泊事業者における分煙環境の整備に対する支援等への取組に有効活用していくことが望ましいと考える。

よって、国においては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、地

方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
内 閣 官 房 長 官